広報まるがめ6月号 《ほっとコラム人権》 共に生きる

ヒマラヤのふもとに、「世界一幸せな国」といわれるブータンという国があります。経済的には決して豊かではないといわれていますが、ブータンの人の幸福論には、こんな話があります。

ブータンへ取材に行った記者がブータンの人に「幸せですか?」と尋ねると、「あなたは幸せですか?」と逆に質問された そうです。そして、ブータンの人は「あなたが幸せなら、私も幸せです」と答えたそうです。ブータンには、「まわりの人の幸せが 自分の幸せにつながる」といった文化があるそうです。

自己中心的な考え方が広がっている日本社会において、「共に生きる」ことのヒントになるような気がします。

東日本大震災以来、人と人との結びつき、支え合いや助け合いの意味で「絆」という言葉が注目されるようになりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、同調圧力(注 1)が強まったとされています。コロナ禍で相互監視が厳しくなり、コロナ禍以前よりも息苦しい世の中と感じることも多くなったのではないでしょうか。

お互いが尊重され、暮らしやすい社会は、一人ひとりの違いを認め、互いに支え合って生きる「共生社会」の実現だと 考えます。

一方では、誰にもみとられない孤独死がきっかけで「無縁社会」という言葉がつくられる世の中です。人権や地域社会の問題に対して自分には関係ないといった「無関心」の人がいるからかも知れません。物質的に恵まれ、より便利になっているのに、私たちは大事なものを失っているような気がします。

人権や地域社会などまわりの問題に対して、「無関心」から「無」をなくし、意識し、「関心」を持ち、共に生きることについて考えることが大切ではないでしょうか。

(注1)集団における意見や行動において、多数派に合わせるように仕向けるための無言の圧力

広報まるがめ8月号《ほっとコラム人権》わたしたちの同和問題週間

同和問題とは、自分の能力や人柄とは関係なく出身地やそこに住んでいるという理由だけで、結婚を反対されたり、就職や日常生活で差別を受けたりするという日本固有の深刻な人権問題です。

国においては、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別をとりまく状況の変化が生じていることから、部落差別は許されないとの認識のもと、部落差別の解消に関し、国及び地方公共団体の責務を定め、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が 2016(平成 28)年に施行されました。

この法律では、部落差別の解消のため、国は相談体制の充実、必要な教育・啓発を行うとともに、地方公共団体に必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有するとされています。また、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うとされています。

「そっとしておけば、同和問題は自然になくなる」という人もいます。本当にそうでしょうか。同和問題を正しく知らないと、誤った情報などに対して正しい判断ができず、新たな差別を生むことにつながりかねません。さらに、人々の差別意識が解消されずに残っていれば、差別そのものが解消されることはありません。学ぶことによって差別をなくす態度や行動が高まるという調査結果もあります。同和問題の解決のためには、私たち一人ひとりが避けて通ろうとせず、偏見を持たずに正しく知る(学ぶ)ことが大切です。

本市では、「同和対策審議会答申」が出された、8 月 11 日を含む一週間を「わたしたちの同和問題週間」としています。この機会に、自分を見つめてみませんか。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

広報まるがめ 10 月号 《ほっとコラム人権》 守唄に込められた想い

♪ 守もいやがる 盆からさきにゃ 雪もちらつくし 子も泣くし 盆が来たとて なにうれしかろ かたびらはなし 帯はなし この子よう泣く 守をばいじる 守も一日 やせるやら はよも行きたや この在所こえて 向こうに見えるは 親のうち

この「竹田の子守唄」は、フォークソンググループ「赤い鳥」が 1971 年に大ヒットさせた曲です。きっと一度は聴かれたことがあると思います。京都市伏見区の竹田地区で伝承された唄を採譜して作られました。この歌は厳密には「子守唄」というより「守子唄」と呼ぶべきで、赤ん坊を寝かしつけるよりは、幼い少女が奉公に出て、赤ん坊の守りをしながら自分を励ますことを目的に歌った一種の「労働歌」だったのです。

大ヒットしたにも関わらず、「在所」が被差別部落を指すことがあるということへの理由で、放送局側の過剰反応により放送禁止扱いが始まってしまいました。この歌の持つ背景をただ単にタブー視するのではなく、少なくとも正しい知識を取り込むきつかけにしたいものです。

少なくとも現代よりも子どもたちが幼い頃から労働力として当然に期待され、教育よりも労働を求められていた時代がありました。日本中のほとんどの家庭がそうだったと思います。そして、現在も世界の子どもたちの多くが、そうした現状にあります。

日本人には今ひとつピンとこない「子どもの人権」は世界では大きな課題です。一日を水の調達だけに使う子ども、廃棄物の山をあさって生きる子ども、機関銃の訓練を続けている子ども…。子どもたちの人権を守れるかどうかは、明日の世界の姿を左右することだと思います。

広報まるがめ 12 月号 《ほっとコラム人権》 『誰か』のこと じゃない

法務省の人権擁護機関では、昭和 24 年(1949 年)から毎年、国連が定める世界人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関及び団体と協力して、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

しかし、今なお、様々な人権課題が存在しています。近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、感染者や医療従事者、これらの方々の家族などに対する偏見や差別といった新たな人権問題も発生しました。また SNS 上で他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害、あるいは差別を助長するような情報を発信したりするといったインターネット上の人権侵害も深刻な問題となっています。これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。

法務省のホームページで、1999 年制作の啓発ポスターを見つけました。今から 24 年も前のものです。とても大切なことが書かれているので、ぜひ皆さんにもお伝えしたいと思い、紹介します。そこには、こんなことが書いてありました。「子どもや高齢者、障がいのある人のこと、男女差別や外国人差別、同和問題、そのほかの日本中の、そして世界中の人権のこと、はたして1週間で考え尽くせるだろうか。」そして、「人権週刊 ホントは毎週あってもいい。」「人権習慣 実は毎日でも考えてほしい。」と続きます。よくある漢字変換のミスの例を使い、私たちが心に留めておくべきことを伝えています。

私たちの日常生活の中にも様々な「人権課題」は潜んでいます。「『誰か』のこと じゃない」自分の問題として、日々、 自己点検しながら生活していきましょう。

広報まるがめ2月号《ほっとコラム人権》 インターネットと人権 ~インターネットの向こう側にも、必ず人がいます~

インフルエンザとインフルエンサーは似て非なる言葉ですね。インフルエンザはイタリア語で、「流行性感冒」と訳される感染症のことです。インフルエンサーは英語で、「他者や社会に影響力を持つ人」たちのことです。ラテン語起源で、どちらも「影響・流行」という意味が基本のカタカナ語です。

インフルエンサーの活躍の場であるインターネットを基盤としたサービスは、今や私たちの生活に欠かせないものになっています。情報を調べる、集めることはもとより、メール、音声通信などで人と人とをつなぐためにも活用されています。一方、顔や名前を知られることなく、簡単に情報を発信することができるため、安易に、または確信的に個人情報の無断掲載や差別的な内容の掲載を行うなど、人権侵害につながる事象が発生しています。

2022 年 8 月に内閣府が行なった人権擁護に関する世論調査では、個別の人権問題の中で、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害に関心がある」と回答した人が53%と一番多く占めました。さらに、インターネットによる人権侵害に関して、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」、「他人に差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長したりするような情報が掲載されること」など、8割以上の人がなんらかの人権問題があると回答しています。

一度、インターネットを通じて発信された情報は、発信した人の意図に関わらず、世界中に広まってしまいます。軽い気持ちで掲載したうわさや悪口が、相手を傷つけ、重大な人権侵害につながる場合もあります。

このような人権侵害の加害者にならないために、情報を発信するときはルールやマナーを守ることが大切です。情報を発信する前に、まずは、「真実かどうか」「誰かを傷つけることがないか」など、一呼吸置いて、相手や読み手の気持ちを考えてみましょう。